

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年6月14日（平成28年（行個）諮問第99号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（行個）答申第127号）

事件名：本人が特定日に内閣総理大臣に宛てた寄附に関する文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成28年1月12日に内閣総理大臣安倍晋三様にあてた（小切手6枚を内閣府にきふした関係及びそのきふを受入れた関係等、尚、私が不正にいただいた超過勤務手当の一部分の金額、そしてこれまた、私が請願にて、お願いした関係何も誠実な処理をしなかったです。）きふに関する文書等のいっさいがっさい。（平成28年1月13日に安倍晋三様に受け取っていただきました。）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件開示請求に対し、平成28年4月7日付け府総第235号により内閣府大臣官房長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、保有個人情報の全部開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

私は平成13年7月から、特定国税局長より、差別を受けています。

国税庁長官、財務大臣、人事院総裁、会計検査院長、元内閣総理大臣小泉純一郎様、そして、宮内庁長官（及び天皇陛下にも差別をなくしてもらう為、請願しました。）にも、請願等により、私への差別等を解決していただくため、したためてきました。

平成17年1月から、特定地方法務局にて人権侵犯事件が発生、特定地方法務局長等の方々も、私へのへんけんをもって、対に対応しています。

私の心はバラバラです。

正しい解決をどなたもやっていただけませんでした。

以前、安倍晋三様の貴方様にも手紙で請願しましたが、担当の方は何もしてくれませんでした。

私は人間です。差別されたくありません。

人権侵犯事件にかかる書類の写しをとりました。添付します。

添付書類の仕切紙 15P126～143 についてお読みください。

全部開示をお願いします。

又、この事件について、全部に目を通してください。

特定国税局長は部下の責任を感じないのでしょうか。ひとことの謝罪もありません。私は死ぬまで（ただし認知しようになったらわかりませんが）たたかいます。

（審査請求書の添付書類については、本答申においては省略する。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

（1）審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、内閣府全体の再調査を求めるとして原処分の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、自身が特定国税局長から差別を受けたこと、元内閣総理大臣等に対して差別等解決のための請願をしたこと、審査請求人が当事者と思われる人権侵犯事件の解決を誰もやってくれなかったことなどを主張するが、原処分の取消しを求める審査請求の理由に関する記載は無い。

なお、審査請求書には、平成28年1月12日付けの情報公開・個人情報保護審査会宛ての審査請求人が提起した諮問事件に関する意見書と思われる文書の写しが同封されており、審査請求人が不正に貰ったと主張する超過勤務手当の内閣府への寄付、安倍内閣総理大臣に受取りを依頼していると思われる箇所があったものの、本件審査請求の理由の記載は無い。

2 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成28年1月12日に安倍内閣総理大臣に宛てた寄附に関する文書を本件文書として特定し、対象文書の不存在により不開示とする原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

（1）本件文書の特定の妥当性について

本件開示請求においては、「平成28年1月12日に内閣総理大臣安倍晋三様にあてたきふに関する文書等」と記載されていたため、平成28年1月12日に安倍内閣総理大臣に宛てた寄附に関する文書を本件文書として特定したことは妥当である。

（2）不開示決定の妥当性について

内閣総理大臣宛ての普通文書は、内閣府本府における行政文書の取扱いに関する規程（平成13年1月6日内閣府訓令第22号）8条3項及び10条の規定により大臣官房総務課において文書受付簿に所要の事項を記録することとされている。このため、本件開示請求を受けて、文書受付簿を確認したところ、本件文書について、受付の記録は無く、また、本件文書等が配布される可能性のある大臣官房総務課及び大臣官房会計課にも確認し検索したところ、保有している部局はなかった。よって、開示請求に係る保有個人情報に保有していないため不開示とした原処分は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人自身が受けたと主張する人権侵犯事件についての関係書類を示し、それらの対応に不備がある旨主張しているが、それらはすべて本件審査請求には無関係である。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが適当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年6月14日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月26日 | 審議 |
| ④ 同年11月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報等について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、不開示とされた本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 処分庁における内閣総理大臣宛ての普通文書の受付について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 内閣総理大臣宛ての普通文書については、内閣府本府における行政文書の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）8条3項の規定により、内閣府大臣官房総務課文書取扱主任に配布される。

イ 内閣府大臣官房総務課文書取扱主任は、配布を受けた当該文書が同課の所掌に属する場合は、規程10条1項の規定により文書受付簿に当該文書の受付に係る所要の事項を記載し、当該文書が同課以外の部局の所

掌に属する場合は、同条2項の規定により文書受付簿に記録した上で、当該文書を所管する部局に回付する。

- (2) 当審査会において規程を確認したところ、その内容は、上記(1)のとおり、内閣総理大臣宛ての普通文書が内閣府に送付された場合には、内閣府大臣官房総務課の文書受付簿に所要の事項が記録されることとなっていることが認められる。また、諮問庁から、当該文書受付簿の提示を受けて確認したところ、諮問庁の説明(上記第3の3(2))のとおり、当該文書受付簿には本件文書に係る受付の記録がないことが認められた。

そして、処分庁は、原処分に際して上記第3の3(2)のとおり本件文書の探索を行い、本件文書を保有している部局はなかったとしているが、処分庁の行った当該探索の範囲、方法が不十分であるともいえない。

したがって、本件対象保有個人情報には保有していないとする諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえないから、内閣府大臣官房において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣府大臣官房において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子